宮城県養蜂協会からのお願い

ミツバチ

飼育には届出が必要です

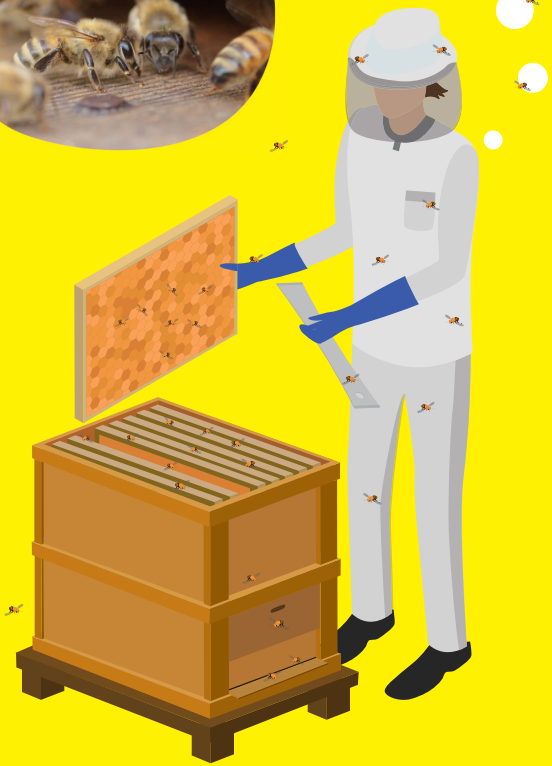

なぜ届出が必要？

適切な飼育管理による
蜂病のまん延防止のため

限られた蜜源を
有効に利用するため

その為…

養蜂振興法

ようほうしんこうほう

で届出が義務付けられています

（花粉交配のための飼養期間は除く）

オネガイ

家畜伝染病予防法について

「家畜伝染病予防法」では、家畜の伝染性疾病のまん延を防止するため、殺処分等の強力な措置を講ずる必要があるものを家畜伝染病として指定しています。

【例】アメリカ腐蛆病、ヨーロッパ腐蛆病

セイヨウミツバチ

ニホンミツバチ

どちらも届出をお願いします

セイヨウミツバチ

ニホンミツバチ

趣味の飼育であっても
一群から届出が必要です

ミツバチ飼育届出

届出時期

毎年１月中　（年途中で蜜蜂を飼育することになった場合は随時）

届出先

飼育者の住所地を管轄する

家畜保健衛生所 または 畜産振興部

届出様式

宮城県のホームページから
様式をダウンロードしてください

宮城県のホームページ

https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/tikusanka/yohoshinkou.html

宮城県 ミツバチ 飼育届　検索

届出に関するご質問やお問合せは

- 宮城県農政部畜産課
- 最寄りの家畜保健衛生所
  または畜産振興部
- 宮城県養蜂協会

蜂箱（待ち箱）設置の際は、
既存の飼育者との協調を十分に
図りましょう。
また土地所有者の許可も必ず
取りましょう。

ふん害防止や水場の管理など、
地域の方々への配慮も忘れずに。

蜜源となる植物の保護と増殖に
努めましょう。

周辺の飼育状況により、蜂群の
配置調整が必要となる場合があ
ります。

＼ 適正な管理をお願いします ／

宮城県養蜂協会は

宮城県内の養蜂家・養蜂業者の集まりです。
宮城県養蜂協会に加入すると..

1. 宮城県養蜂協会主催の研修会に参加できます。

2. 日本養蜂協会発行の日蜂通信が購読でき、ミツバチの情報を得られます。

3. 日本養蜂協会の斡旋物資（飼料等）が購入できます。

4. 東北ブロック大会などに参加し、東北各地の養蜂家と情報交換ができます。

協会へのご加入やお問合せは下記まで

宮城県養蜂協会

【事務局】一般社団法人宮城県畜産協会 総務課

TEL 022-298-8471　FAX 022-293-2311

2025.1